

東京都北区学校施設跡地利活用検討委員会設置要綱

29北政企第2094号
平成30年 3月19日区長決裁

(目的)

第1条 区立学校の適正配置に伴い閉校となった学校施設（以下「学校施設跡地」という。）について、北区学校施設跡地利活用指針に基づき、学校ごとの利活用（処分を含む。以下同じ）計画を検討するため、「学校施設跡地利活用検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとし、検討結果を区長に報告する。

- (1) 個別の学校施設跡地の利活用計画の検討
- (2) その他関連する事項

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる者で、区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人
- (2) 区民代表 3人
- (3) 区職員 政策経営部長、総務部長及びまちづくり部長

2 前項に掲げる者のほか、区長は必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に規定する報告を行ったときに満了する。

- 2 委員が欠けたときは、補欠委員を置く。
- 3 前条第2項で定める臨時委員の任期は区長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は政策経営部企画課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月19日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、第2条の規定による報告が行われた日をもって、その効力を失う。